

2021 年 10 月 22 日

お知らせ

一部預金商品の証書式新規取扱い停止および関連規定の改定について

2022 年 1 月 17 日 (月) より、以下の預金商品の証書式新規取扱い停止および関連規定を改定しますのでお知らせいたします。

<変更内容>

対象商品		変更前	変更後	変更日
為替特約付円預金	プレミアム大口定期預金	「証書のみ」	「通帳のみ」 (※)	2022 年 1 月 17 日 (月)
	トリプルゾーン			
特約付き外貨預金	トゥモロー			
	ハイ・プレステージ	「通帳」 「証書」		
外貨定期預金	オープン型外貨定期預金	から選択可能		

※ すでに対象商品の証書式の預金をお持ちで、その預金の満期日が未到来の場合は、引き続き証書をお持ちいただけます。

※ 変更日以降、新規口座開設・新規預入される場合には、**通帳**を発行させていただきます。

※ 証書の再発行はいたしません。証書喪失等による再発行では**通帳**に切り替えてお渡します。

<関連規定の新旧対照表> ※改訂箇所を**下線付きの太字**で示しています。

対象となる規定	現行	改定後
外貨定期預金（証書式）規定	4. 預金口座への受入れ (1) この預金の預入額は、表面記載の当該外貨ごとに定める当行所定の最低金額以上とします。 (2) この預金口座には次のものを受入れます。 ① 現金 ② 当店を支払場所とする手形、小切手その他の証券で当店で決済を確認したもの ③ 為替による振込金。ただし、法令や	削除 (以下、項番繰上げ)

	<u>公序良俗に反し、もしくは、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触し、またはそのおそれがある場合には、受入れをお断りすることがあります。それにより預金者に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。</u> <u>(3) 当店以外を支払場所とする手形、小切手その他の証券は、代金取立として取扱い、決済を確認した後に、この預金口座に受入れます。代金取立については、別に定める当行所定の取立規定により取扱います。</u> (以下省略) <u>6. 反社会的勢力との取引拒絶</u> この預金口座は、後記 <u>8.</u>(7)①、②A.から F.および③A.から E.のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 <u>8.</u>(7)①、②A.から F.または③A.から E.の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 (以下省略) <u>8. 預金の解約、書替継続</u> (1)～(5) 略 (6) 次の①～⑦の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① 略 ② この預金の預金者が後記 <u>16.</u>(1)に違反した場合	(以下省略) <u>5. 反社会的勢力との取引拒絶</u> この預金口座は、後記 <u>7.</u>(7)①、②A.から F.および③A.から E.のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 <u>7.</u>(7)①、②A.から F.または③A.から E.の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 (以下省略) <u>7. 預金の解約、書替継続</u> (1)～(5) 現行どおり (6) 次の①～⑦の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① 現行どおり ② この預金の預金者が後記 <u>15.</u>(1)に違反した場合
--	---	--

	③ 略 ④法令で定める本人確認等における確認事項、および前記 <u>7.</u>(1)で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合 ⑤ 略 ⑥前記 <u>7.</u>(1)～(4)に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合 ⑦ 略 (7) 略 (8)前(7)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合のこの預金のお利息の計算方法は、前記 <u>5.</u>が適用されるものとします。 (以下省略) <u>13.</u>届出事項の変更、<u>証書</u>の再発行等 (1)～(2) 略 (3)この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または<u>証書の再発行</u>は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	③ 現行どおり ④法令で定める本人確認等における確認事項、および前記 <u>6.</u>(1)で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合 ⑤ 現行どおり ⑥前記 <u>6.</u>(1)～(4)に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合 ⑦ 現行どおり (7) 現行どおり (8)前(7)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合のこの預金のお利息の計算方法は、前記 <u>4.</u>が適用されるものとします。 (以下省略) <u>12.</u> 届出事項の変更、再発行等 (1)～(2) 現行どおり (3)この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。<u>なお、証書紛失に伴う再発行では通帳に切り替えて発行します。</u>
為替特約付円預金 (プレミアム大口定期預金) 預金規定	2.利息 (1)この預金の利息は、預入日から証書、申込書兼確認書記載の満期日(以下「満期日」といいます。)の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書、申込書兼確認書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に予め指定された預金口座(以下「指定口座」といいます。)に入金します。	2.利息 (1) この預金の利息は、預入日から<u>通帳または証書</u>、申込書兼確認書記載の満期日(以下「満期日」といいます。)の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および<u>通帳または証書</u>、申込書兼確認書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に予め指定された預金口座(以下「指定口座」といいます。)

	(以下省略) 4.預金の預入れおよび払戻し (1)～(3) 略 (4)この預金は、満期日に、申込書兼確認書記載の指定口座に入金されます。<u>この場合</u>、定期預金証書は無効となりますので、直ちにこの預金口座開設店に返却して<u>下さい</u>。 (以下省略) 9.届出事項の変更、<u>証書の再発行</u> (1)この預金の証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面にて届出て<u>下さい</u>。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 略 (3)この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金支払いまたは<u>証書の再発行</u>は当行所定の手続きした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (以下省略) 11.譲渡・質入れの禁止 (1)この預金及び証書は、譲渡または質入れすることはできません。 (以下省略) 13.保険事故発生時における預金者からの相殺 (1) 略	す。)に入金します。 (以下省略) 4.預金の預入れおよび払戻し (1)～(3) 現行どおり (4)この預金は、満期日に、申込書兼確認書記載の指定口座に入金されます。<u>定期預金証書が発行されている場合には</u>、定期預金証書は無効となりますので、直ちにこの預金口座開設店に返却して<u>ください</u>。 (以下省略) 9.届出事項の変更、再発行 (1)この預金の<u>通帳</u>、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面にて届出て<u>ください</u>。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 現行どおり (3)この<u>通帳</u>、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金支払いまたは再発行は当行所定の手続きした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。<u>なお、証書紛失に伴う再発行では通帳に切り替えて発行します。</u> (以下省略) 11.譲渡・質入れの禁止 (1)この預金及び<u>通帳または証書</u>は、譲渡または質入れすることはできません。 (以下省略) 13.保険事故発生時における預金者からの相殺 (1) 現行どおり
--	---	--

	(2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定<u>のうえ、証書は適宜の場所に届出印を押印して</u>直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。 (以下省略)	(2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定し、<u>通帳および届出印を押印した払戻請求書を（証書の場合は適宜の場所に届出印を押印して）</u>、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。 (以下省略)
為替特約付円預金 （トリプルゾーン）預金 規定	第2条（利息） (1)この預金の利息は、預入日から証書、申込書兼確認書記載の満期日（以下「満期日」といいます。）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書、申込書兼確認書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に予め指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。 (以下省略) 第4条（預金の預入れおよび払戻し） (1)～(3) 略 (4)この預金は、満期日に、申込書兼確認書記載の指定口座に入金されます。<u>この場合</u>、定期預金証書は無効となりますので、直ちにこの預金口座開設店に返却してください。 (以下省略) 第9条（届出事項の変更、<u>証書の</u>	第2条（利息） (1)この預金の利息は、預入日から<u>通帳または証書</u>、申込書兼確認書記載の満期日（以下「満期日」といいます。）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および<u>通帳または証書</u>、申込書兼確認書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に予め指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。 (以下省略) 第4条（預金の預入れおよび払戻し） (1)～(3) 現行どおり (4)この預金は、満期日に、申込書兼確認書記載の指定口座に入金されます。<u>定期預金証書が発行されている場合には</u>、定期預金証書は無効となりますので、直ちにこの預金口座開設店に返却してください。 (以下省略) 第9条（届出事項の変更、再発

	再発行) (1)この預金の証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面にて届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 略 (3)この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金支払いまたは<u>証書の再発行</u>は当行所定の手続きした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (以下省略) 第 11 条（譲渡・質入の禁止） (1)この預金及び証書は、譲渡または質入れすることはできません。 (以下省略) 第 13 条（保険事故発生時における預金者からの相殺） (1) 略 (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定<u>のうえ、証書は適宜の場所に届出印を押印して</u>直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。 (以下省略)	行) (1)この預金の<u>通帳</u>、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面にて届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 現行どおり (3)この<u>通帳</u>、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金支払いまたは再発行は当行所定の手続きした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。<u>なお、証書紛失に伴う再発行では通帳に切り替えて発行します。</u> (以下省略) 第 11 条（譲渡・質入の禁止） (1)この預金及び<u>通帳または証書</u>は、譲渡または質入れすることはできません。 (以下省略) 第 13 条（保険事故発生時における預金者からの相殺） (1) 現行どおり (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定し、<u>通帳および届出印を押印した払戻請求書を（証書の場合は適宜の場所に届出印を押印して）</u>、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
--	--	---

		(以下省略)
特約付き外貨預金 (ハイ・プレステージ) 預金規定	第 16 条 (規定等の援用) この預金規定に関し、規定に定めのない事項については、当行の外貨預金規定集の定めによるものとします。外貨預金規定集とこの規定の条項のいずれかと抵触するときは、この規定の条項が優先するものとします。	第 16 条 (規定等の援用) この預金規定に関し、規定に定めのない事項については、当行の外貨預金規定の定めによるものとします。外貨預金規定とこの規定の条項のいずれかと抵触するときは、この規定の条項が優先するものとします。
特約付き外貨預金 (トゥモロー) 預金規定	第 4 条 (満期日の取扱) 1. 略 2. 第 3 条第(2)号①に定める消滅条件が成就しない場合は、「外貨定期預金」を満期日に解約し、利息とともに外貨のまま、申込書兼確認書に記載の指定預金口座（外貨で受取となる場合）へ入金するものとします。その際には、お客様は、保有している外貨定期預金証書をあわせて提出いたします。 3. 略 4. 本条第 1 項に定める方法により、満期日に元利金があらかじめ指定された円預金口座に入金された後は、預入時に発行された外貨定期預金証書が無効になることを確認し、直ちに外貨定期預金証書を当行に返却いたします。 (以下省略) 第 16 条 (規定等の援用) この預金規定に関し、規定に定めのない事項については、当行の外貨預金規定集の定めによるものとします。外貨預金規定集とこの規定の条項のいずれかと抵触するときは、この規定の条項が優先するものとします。	第 4 条 (満期日の取扱) 1. 現行どおり 2. 第 3 条第(2)号①に定める消滅条件が成就しない場合は、「外貨定期預金」を満期日に解約し、利息とともに外貨のまま、申込書兼確認書に記載の指定預金口座（外貨で受取となる場合）へ入金するものとします。その際には、お客様は、保有している外貨定期預金証書 (証書を発行している場合) をあわせて提出いたします。 3. 現行どおり 4. 本条第 1 項に定める方法により、満期日に元利金があらかじめ指定された円預金口座に入金された後は、外貨定期預金証書が発行されている場合には、預入時に発行された外貨定期預金証書が無効になることを確認し、直ちに外貨定期預金証書を当行に返却いたします。 (以下省略) 第 16 条 (規定等の援用) この預金規定に関し、規定に定めのない事項については、当行の外貨預金規定の定めによるものとします。外貨預金規定とこの規定の条項のいずれかと抵触するときは、この規定の条項が優先するものとします。